

健康保険証？ 資格確認書？ マイナ保険証？ 健康保険証の制度変更に関するQ & A

12月2日からの健康保険証の制度変更について、よくいただく質問にお答えします！

Q1. 今持っている健康保険証は使えなくなるの？

A1. 有効期限までは、引き続きお使いいただけます。

なお、有効な健康保険証・資格確認書・マイナ保険証のうち複数お持ちの場合、どれでもご利用いただけます。

Q2. 健康保険証を失くした場合はどうするの？

A2. マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関窓口でマイナンバーカードをご提示ください。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書を交付いたしますので町民課で申請してください。

Q3. 資格確認書ってなに？

A3. 健康保険証の代わりとなるもので、マイナ保険証をお持ちでない方に交付されます。資格確認書を医療機関窓口に提示することで今までどおり受診できます。

Q4. 限度額認定証が欲しいときは？

A4. マイナ保険証をお持ちの方は、原則、申請は必要ありません。
マイナ保険証をお持ちでない方は、町民課で申請してください。

Q5. 国保への加入や脱退などの届け出はマイナ保険証を持っていたとしても必要？

A5. マイナ保険証の有無にかかわらず、届け出はこれまで通り必要です。
届け出の際、健康保険証・資格確認書・マイナ保険証のうち、持っているものすべてをお持ちになり町民課へ届け出てください。
なお、郵送での届け出も可能ですので、町民課までお問い合わせください。

Q6. マイナ保険証の利用登録は解除できるの？

A6. 解除申請をしていただければ解除できますので、町民課で申請してください。

(注意) 国民健康保険、後期高齢者医療保険以外の健康保険に
加入されている方は、お勤め先にお問い合わせください。

【問合せ】

町民課国保年金係 ☎2113

